

# 第1章 道路整備計画策定にあたって

## 1-1 計画策定の経緯

道路は地域経済の発展に欠かすことの出来ない重要な交通施設であり、高度経済成長期には、人の移動や物資の運搬を目的として、自動車の通行を優先した整備が行われてきました。しかし、近年は健康志向や環境意識の高まりなど、道路利用者の意識の変化とともに、登下校中の児童生徒が死傷する事故や自転車が絡む事故などを受け、安全・安心な歩行空間を確保することの重要性が増しており、自動車に加え、人を優先した整備方針が変化しています。

このような状況を受け、本市においても、都市計画道路、道路拡幅及び交差点改良などの整備に加えて、自転車通行空間整備、歩行空間整備や通学路整備など、人を優先した整備を実施しています。

しかしながら、道路を取り巻く大きな懸念として、高度経済成長期に集中的に整備された道路施設が老朽化し、一斉に更新時期を迎えることがあります。このため、道路施設の維持管理・修繕・更新には多額の費用が必要であり、今後の道路整備にあたっては、計画的な実施と財源確保を行う必要が生じています。

一方、本市を取り巻く財政環境は、医療・介護などの社会福祉関係費の増加、人口減少や少子化・高齢化の進行による人口構造の変化などにより、税収の伸びが見込まれないため、一層厳しい状況となることが予想されており、道路をはじめとする社会基盤整備に対する財源確保が困難な状況にあります。

こうした背景の中、本市では、今後の持続可能なまちづくりを実現するため、2016年（平成28年）2月に「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」を策定しました。

道路事業においても、これらの方針に対応出来る取組方針・仕組みづくりとして、道路施設の維持管理・修繕・更新に関する「福山市道路維持修繕計画編」（2016年（平成28年）11月策定）及び道路の整備に関する「福山市道路整備計画編」（以下「本計画」という。）で構成する「福山市道路総合計画」を策定するものです。

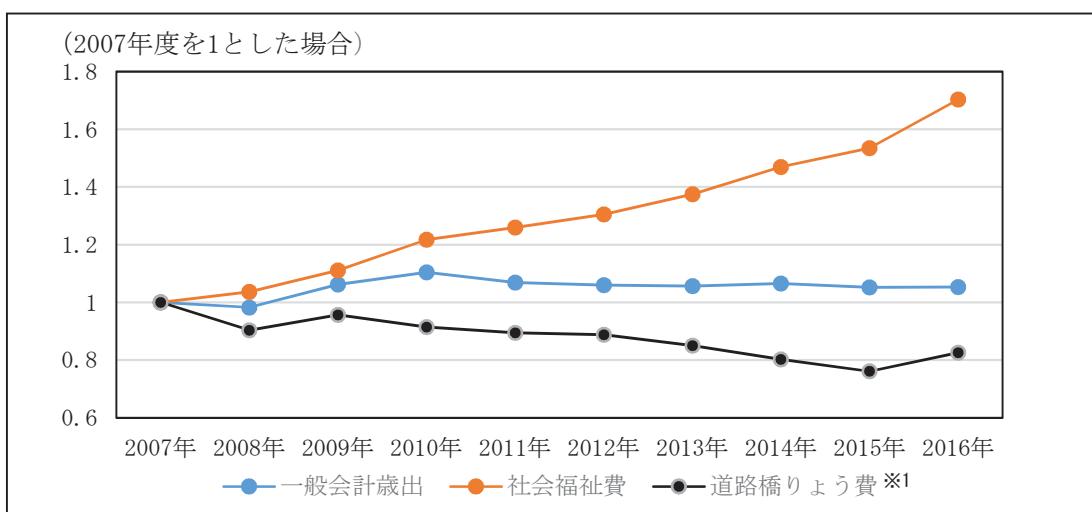


図1-1 福山市の財政支出状況

※1 道路橋りょう費：道路の整備及び維持修繕に係る予算の総額

## 1-2 計画の目的

---

本市が管理する道路は、特に市民の生活に密着しており、地域のコミュニティのつながりの維持や地域発展のために欠くことの出来ない最も身近で基礎的な社会資本であり、平常時はもちろんのこと、災害時であっても通行が確保された安心・安全な道路であることが求められます。

また、高速道路、国道、県道、鉄道及び港湾施設等と連携して、人の移動や物資の運搬を円滑にし、本市の経済や地域の発展に寄与する、充実した交流・物流ネットワークであることも求められています。

これらの求められる役割を着実に果たすためには、限られた予算の中で、道路の老朽化や、人口減少・少子高齢社会などに対応しつつ、これからの中長期的なまちづくりを見据えた道路ネットワークづくりを効率的・効果的に行う必要があります。

以上を踏まえ、本計画は、「中長期的なまちづくりの視点に立った効率的・効果的な道路の整備」を目的として策定します。

## 1-3 関連する計画の整理

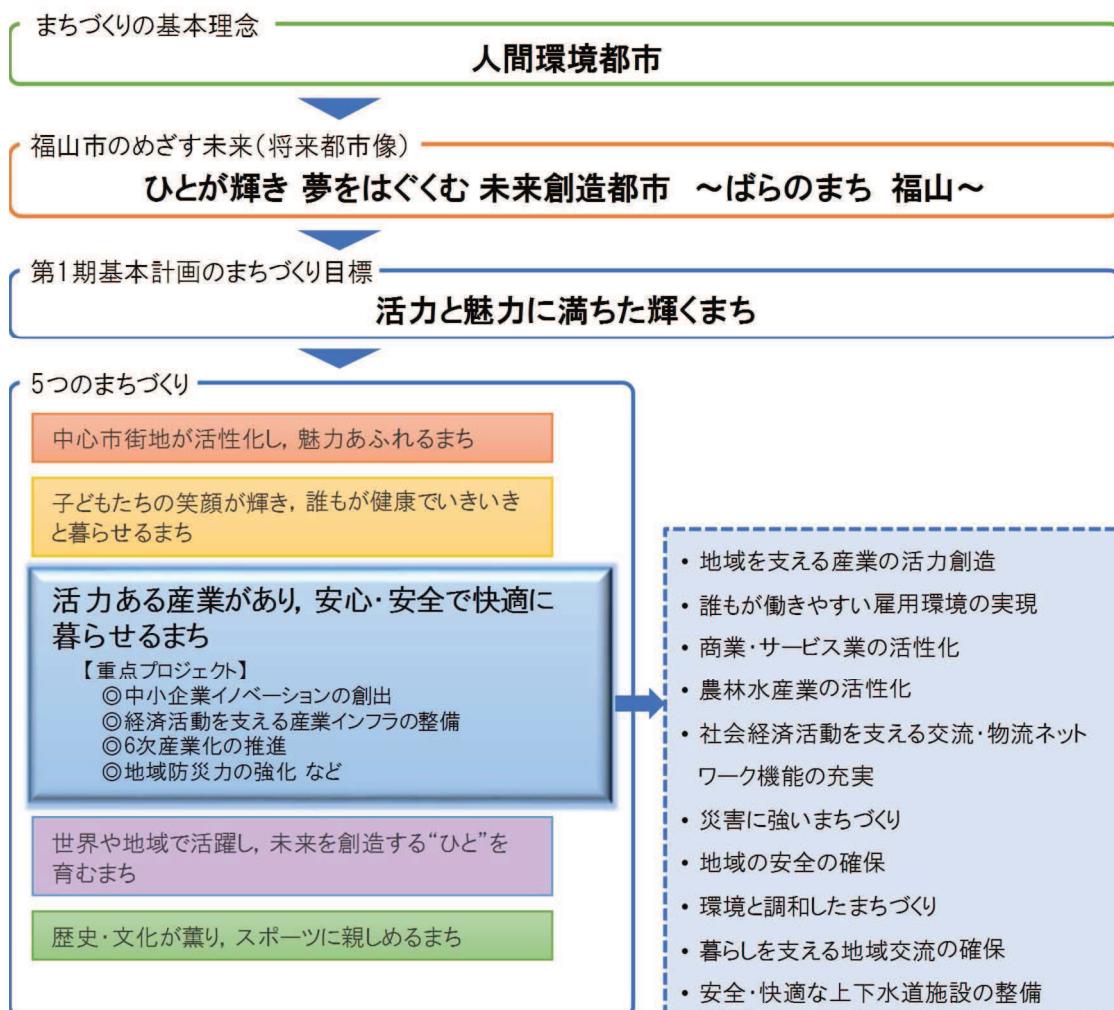
本計画がめざしていく道路整備の基本方針を定めるため、様々な計画と本計画との関連を整理しました。

### (1) 福山市の関連する計画

#### 1) 福山市総合計画

本市のめざす未来（将来都市像）について、市民を始め、産学官民といった多様な主体と共有する福山市の未来ビジョンとして示すもので、現在は第五次福山市総合計画が策定され、「活力と魅力に満ちた輝くまち」をまちづくりの目標とし、「5つのまちづくり」に、市民とともに取り組むこととしています。

本計画は、第五次福山市総合計画の本市のめざす未来（将来都市像）に寄与する計画であり、「5つのまちづくり」に具体的に取り組める基本方針を定めます。特に「活力ある産業があり、安心・安全で快適に暮らせるまち」は本計画に大きく関連しています。



## 2) 福山市公共施設等サービス再構築基本方針

本市のめざすまちづくりを進めていく上での公共施設等に関するマネジメントの基本方針を示すものであり、持続可能なまちづくりのための公共施設等<sup>※1</sup>の再構築・再整備をめざすこととしています。

本計画はこの基本方針と整合性を図った計画とします。

## 3) 福山市都市マスターplan・福山市立地適正化計画基本方針

本市のめざす将来像を具体化していくために、都市全体のまちづくりの指針を示したものであり、コンパクト・プラス・ネットワーク<sup>※2</sup>のまちづくりなど地域ごとの現状と未来を示しています。

本計画はこのマスターplan及び基本方針にある都市構造に沿った計画とします。

## (2) 広島県の関連する計画

### 1) 広島県道路整備計画2016

広島県の将来像を実現するための道路整備計画であり、現状と課題から7つの施策に取り組むこととしています。

本計画は広島県道路整備計画の施策と方向性を合わせ、相乗効果を生む計画であり、7つの施策により行われる事業と整合を図った基本方針を定めます。

### ■7つの施策

#### ①広域的な交流・連携基盤の強化

- ・産業集積地や空港・港湾等へのアクセス性を向上し、産業活動や地域間交流を支える。

#### ②集客・交流機能の強化

- ・観光地まで円滑でわかりやすい移動を可能とし、観光周遊を促す。

#### ③災害に強い道路ネットワークの構築

- ・発災時に被害を最小限に抑え、迅速な救命活動や円滑な復旧・復興活動を支える。

#### ④総合的な交通安全対策の推進

- ・人や自動車が安全で快適に移動できる空間を確保する。

#### ⑤持続可能なまちづくりに資する道路整備

- ・通勤・通学や買い物、通院など日常生活を支えている。
- ・地域と拠点間の円滑な移動を支え、都市的機能の享受を可能とする。

#### ⑥道路機能の有効活用

- ・これまでに蓄積された道路の潜在機能を最大限発揮し、地域の多様なニーズに迅速に応える。

#### ⑦道路施設の適正な維持管理

- ・日常生活と社会経済活動に不可欠な施設であり、適切に維持管理し現在の機能を低コストで長期にわたり発揮していく。

※1 公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物

※2 コンパクト・プラス・ネットワーク：少子化・高齢化や人口減少が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携し、コンパクトなまちづくりを進めること

## 福山市の計画

### 福山市総合計画（福山市の将来像）

#### 5つのまちづくり

中心市街地が活性化し、魅力あふれるまち

子どもたちの笑顔が輝き、誰もが健康でいきいきと暮らせるまち

活力ある産業があり、安心・安全で快適に暮らせるまち

世界や地域で活躍し、未来を創造する“ひと”を育むまち

歴史・文化が薫り、スポーツに親しめるまち

将来像へ寄与する  
上位計画

将来像へ寄与する  
上位計画

福山市道路総合計画  
[福山市道路整備計画編・  
福山市道路維持修繕計画編]

方針等に  
沿った  
整備計画

福山市都市マスターplan  
福山市立地適正化計画基本方針  
(福山市の将来の都市構造)

福山市公共施設等サービス再構築基本方針

相乗効果  
関連計画  
広島県道路整備計画2016  
広島県の計画

図1-2 福山市道路総合計画と関連計画

## 1-4 道路整備の基本方針

第五次福山市総合計画と広島県道路整備計画2016との関連を整理し、本計画における道路整備の基本方針は次の3つの柱とします。

### ●道路整備の基本方針

#### 社会経済活動を支えるみちづくり

##### 【視点】

- ・持続型都市づくりに寄与する道路の整備
- ・広域的な生活圏の形成に寄与する道路の整備
- ・都市の個別課題への対応に寄与する道路の整備

#### 暮らしを支えるみちづくり

##### 【視点】

- ・自転車や歩行者が利用しやすい道路の整備
- ・バリアフリーによる人に優しい道路の整備
- ・生活道路の整備
- ・公共交通ネットワークを支える道路の整備

#### 地域の安心・安全に寄与するみちづくり

##### 【視点】

- ・利用者の安全確保に寄与する道路の整備
- ・通学路等の安心・安全に寄与する道路の整備
- ・災害に強い道路の整備

第五次福山市総合計画で定められている「5つのまちづくり」の内、「活力ある産業があり、安心、安全で快適に暮らせるまち」に示されている11項目と、広島県道路整備計画2016に示されている7つの項目のうち、関連の強い項目を視点として抽出し、視点を取りまとめて基本方針としています。

この道路整備の基本方針のもと、これまでの道路事業を踏まえつつ、「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」の中で示された、道路施設を含むインフラ<sup>※1</sup>施設の再整備の進め方である「計画的保全、長寿命化」、「配置と規模の適正化」の2つの柱うち、「配置と規模の適正化」を特に念頭に置いた整備方針と整備目標を定める計画とします。

※1 インフラ：国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設（道路・上水道・下水道・電気・ガス・電話など）

## 1-5 整備計画の種別

本計画が対象とする整備計画は次のとおりとし、表1-1に各整備計画と道路整備の基本方針との関係を示します。

### (1) 都市計画道路の整備計画

都市計画法に基づく都市計画道路のうち、本市が施行する予定の都市計画道路の整備計画。

### (2) 自転車通行空間の整備計画

「福山都市圏自転車走行空間整備計画」に基づいた自転車ネットワークのうち、本市が管理する市道の自転車ネットワークの整備計画。

### (3) 歩行空間の整備計画

JR福山駅・JR松永駅・JR東福山駅・JR大門駅の各駅周辺を中心として策定された「バリアフリー基本構想」に基づき、道路空間をバリアフリー化する整備計画。

### (4) 地域道路の整備計画

上記整備計画の計画対象路線以外を対象とした市道又は市道認定予定路線の整備計画。

表1-1 道路整備の基本方針との関係

道路整備の基本方針		都市計画 道路	自転車通行 空間	歩行空間	地域道路
社会経済活動 を支えるみち づくり	持続型都市づくりに寄 与する道路の整備	○			
	広域的な生活圏の形成 に寄与する道路の整備	○			
	都市の個別課題への対 応に寄与する道路の整 備	○			
暮らしを支え るみちづくり	自転車や歩行者が利用 しやすい道路の整備	○	○	○	○
	バリアフリーによる人 に優しい道路の整備	○		○	
	生活道路の整備				○
	公共交通ネットワーク を支える道路の整備	○		○	
地域の安心・ 安全に寄与す るみちづくり	利用者の安全確保に寄 与する道路の整備	○	○	○	○
	通学路等の安心・安全 に寄与する道路の整備	○			○
	災害に強い道路の整備	○			○

## 1-6 計画期間

---

本計画の計画期間は、第五次福山市総合計画の計画期間を見据え、2018年度（平成30年度）から10年間とします。